

「調査等業務の低入札価格調査基準価格の算定率」の見直しについて

中日本高速道路株式会社は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う調査等業務の「調査等業務の低入札価格調査基準価格の算定率」を以下のとおり見直したので、お知らせします。詳細は当社 WEB サイト「契約関係規程・要領」のページに掲載しています。

(1) 調査等業務の低入札価格調査基準価格の算定率

●現行

調査基準価格は、次に掲げる業種区分ごとに示す額とする。なお、土質地質調査は調査業務及び技術業務の各々に示す額の合計金額とする。

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| (1) <u>土質地質調査(調査業務)</u>     | 設計金額の 85%未満の業務 |
| (2) <u>測量・建築設計</u>          | 設計金額の 75%未満の業務 |
| (3) <u>上記(1), (2)を除く全業務</u> | 設計金額の 80%未満の業務 |



●平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う調査等業務

調査基準価格は、次の表に掲げる業種区分ごとに、**同表①～④までに示す額の合計金額**とする。なお、**複数業種を混合する調査等**にあつては、各々に示す額の合計金額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接費	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	—
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設計業務	技術業務直接人件費の額	技術業務直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
土質地質調査等	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	技術業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額